

平成28年鞍手町議会第1回定例会会議録（第4号）						
平成28年 3月17日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成28年 3月17日 午後1時00分				星 正 彦	
開閉会日時 及び宣告	閉 会 開 議				議 長	
	平成28年 3月17日 午後1時44分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	出席 12人	5	竹内利一	出欠		
	欠席 1人	6	田中二三輝	出欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出欠		
		8	鯉坂省治	出欠		
		9	栗田幸則	出欠		
	10	久保田正之	出欠			
会議録署名 議員	13	須藤敏夫		1	熊井照明	

職 務 出 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	森 茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成28年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月17日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第11号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第12号 鞍手町乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第13号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第14号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第15号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第16号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第18号 鞍手町泉水団地改良住宅移設事業引当基金条例を廃止する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第20号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第21号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第23号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第11 議案第34号 鞍手町道路線の変更
(民生産業委員長報告)
- 日程第12 議案第35号 宮若市外二町じん荼処理施設組合規約の変更
(民生産業委員長報告)
- 日程第13 議案第1号 専決処分の承認(鞍手町税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例)
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第2号 第5次鞍手町総合計画基本構想の策定
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第3号 鞍手町過疎地域自立促進計画の策定
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第4号 鞍手町行政不服審査会条例
(総務文教委員長報告)

- 日程第17 議案第5号 鞍手町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第19 議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第20 議案第8号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第21 議案第9号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第22 議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を
改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第23 議案第17号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第24 議案第19号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第25 議案第22号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第26 議案第24号 平成27年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第27 議案第36号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約
の締結に関する協議
(総務文教委員長報告)
- 日程第28 議案第37号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成26年度及び平成27年度
固定資産税の課税免除の額の変更
(総務文教委員長報告)
- 日程第29 議案第25号 平成28年度鞍手町一般会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第30 議案第26号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第31 議案第27号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第32 議案第28号 平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
(民生産業委員長報告)

- 日程第33 議案第30号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第34 議案第31号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費
特別会計予算 (民生産業委員長報告)
- 日程第35 議案第29号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第36 議案第32号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第37 議案第33号 平成28年度鞍手町水道事業会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第38 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の
相談の出来る窓口などの設置を求める陳情 (民生産業委員長報告)
- 日程第39 閉会中の継続事件

平成28年3月17日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第11号から日程第12 議案第35号までの12件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第11号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例。

議案第12号 鞍手町乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第13号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第14号 鞍手町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第15号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第16号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第18号 鞍手町泉水団地改良住宅移設事業引当基金条例を廃止する条例。

議案第20号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

議案第21号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

議案第23号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第2号）。

議案第35号 宮若市外二町じん芥処理施設組合規約の変更。

本委員会は3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決するものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第34号 鞍手町道路線の変更。

本委員会は3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第11号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第34号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第35号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第11号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第12号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第13号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第14号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第15号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第16号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第18号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第20号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第21号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第23号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第34号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第35号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第11号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 鞍手町乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 鞍手町泉水団地改良住宅移設事業引当基金条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 鞍手町道路線の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第34号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第35号 宮若市外二町じん芥処理施設組合規約の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第1号から日程第28 議案第37号までの16件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第1号 専決処分の承認 鞍手町税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例。

本委員会は3月9日に付託された上記の議案を審査結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

議案第2号 第5次鞍手町総合計画基本構想の策定。

議案第3号 鞍手町過疎地域自立促進計画の策定。

議案第4号 鞍手町行政不服審査会条例。

議案第5号 鞍手町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例。

議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第8号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第9号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第17号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第19号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）。

議案第22号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

議案第24号 平成27年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）。

議案第36号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議。

議案第37号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成26年度及び平成27年度固定資産税の課税免除の額の変更。

本委員会は、3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第1号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第2号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第3号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第4号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第5号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第6号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第36号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第37号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

議案第1号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第2号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第3号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第4号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第5号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第6号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第7号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第8号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第9号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第10号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第17号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第19号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第22号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第24号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第36号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第37号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第1号 専決処分の承認 鞍手町税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第1号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第2号 第5次鞍手町総合計画基本構想の策定を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 鞍手町過疎地域自立促進計画の策定を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 鞍手町行政不服審査会条例を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 鞍手町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を

採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成27年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成26年度及び平成27年度固定資産税の課税免除の額の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29 議案第25号を議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託していただきましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。

久保田予算特別委員長。

○10番 久保田 正之君

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第25号 平成28年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は、3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第25号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第25号について、討論はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

議案第25号 平成28年度鞍手町一般会計予算に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

新年度の政府予算案は、消費税増税を前提にしながら、社会保障の改悪、大企業減税、軍事費増など、きわめて反国民的な予算です。地方行財政の分野では、地方交付税のトップランナー方式導入、自治体連携推進、行政サービス・公共施設等の集約化や民間委託化の推進などを様々なかたちで強めるものとなっています。

平成28年度鞍手町一般会計予算は、基本的には政府予算に追随する予算となっています。そういった中、子どもの医療費無料化を中学校卒業まで拡充する予算が含まれていることは、切実な町民要求の一つが実現することであり、大歓迎いたします。

しかしながら、高すぎる国保税やゴミ袋料金の引き下げ、保育料の負担軽減、同和関係予算にはメスが入っておらず、税の公平性も保たれていません。

こういった問題点の解決策を示し、国保税やゴミ袋料金の値下げ、さらなる子育て支援など、町民の暮らしと営業を応援する予算に組み換えていくことを求めて反対討論を終わります。以上。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

議案第25号 平成28年度鞍手町一般会計予算に対し、賛成の立場により討論をいたします。

議案第2号 第5次鞍手町総合計画の策定が議決されたことにより、平成28年度からは新たな指針に基づくまちづくりがスタートする重要な年度となります。

平成28年度一般会計予算は、この第5次総合計画に掲げられた将来像、「新たなまちで躍動するまち くらて」を実現すべく所要の予算措置がされています。

具体的には「まちに賑わいを」の分野においては、新たな観光資源の創出による交流人口の増加や土地利用の方向性を示す都市計画事業に取り組んでいく予算。

「ひとに輝きを」の分野においては、住民福祉の向上を推進する予算、そして「しごとの創出を」の分野においては、農業、商工業の発展、活性化を図る予算を計上し、総合計画の実現に向けた予算編成の計上がなされています。

ただし、本町の財政は依然として厳しい状況が続いており、行財政改革の取り組みとして、ムラ・ムダの排除につとめ、新地方公会計制度の導入や財政規律の確保、財政の健全化に努めようとしている姿勢が伺えます。

これらのことを踏まえ、総合的な視点に立ち、平成28年度は集中と選択をおこなったメリハリのある予算として一定の評価ができるものと判断し、賛成討論といたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第25号 平成28年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30 議案第26号から、日程第34 議案第31号までの5件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第26号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算。

議案第27号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第28号 平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算。

議案第30号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第31号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算。

本委員会は、3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第26号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第31号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第26号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第27号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第28号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第30号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第31号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第26号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第35 議案第29号から日程第37 議案第33号までの3件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第29号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算。

議案第32号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算。

議案第33号 平成28年度鞍手町水道事業会計予算。

本委員会は、3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第29号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第33号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第29号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第32号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第33号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第29号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成28年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第38 陳情第1号を議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情。

本委員会は、3月2日に付託された上記の陳情を審査の結果採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、議会規則第94条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第1号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第1号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって陳情第1号は委員長報告のとおり採択されました。

次に進みます。

日程第39 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から、目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布したとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、継続審査することに決定しま

した。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成28年第1回定例会を閉会します。

閉会 13時44分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 須 藤 敏 夫

議員 熊 井 照 明